

令和7年度 もり・みず市民事業支援補助金募集案内

(正式名称：水源環境保全・再生市民事業支援補助金)



水源環境保全・再生
いつみず しづくちやん
かながわ しづくちゃん

神奈川県では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、水源環境保全・再生に係る県民主体の取組の推進を図るため、水源環境保全・再生を目的とした市民団体活動に財政的な支援を行っています。

この度、次の期間において令和7年度補助対象事業を募集しますので、是非、ご応募ください。

受付期間：令和6年10月21日(月)～11月18日(月)必着

申請に係る相談は随時受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

この補助金は、県議会における令和7年度当初予算の議決に基づき、正式に交付されます。

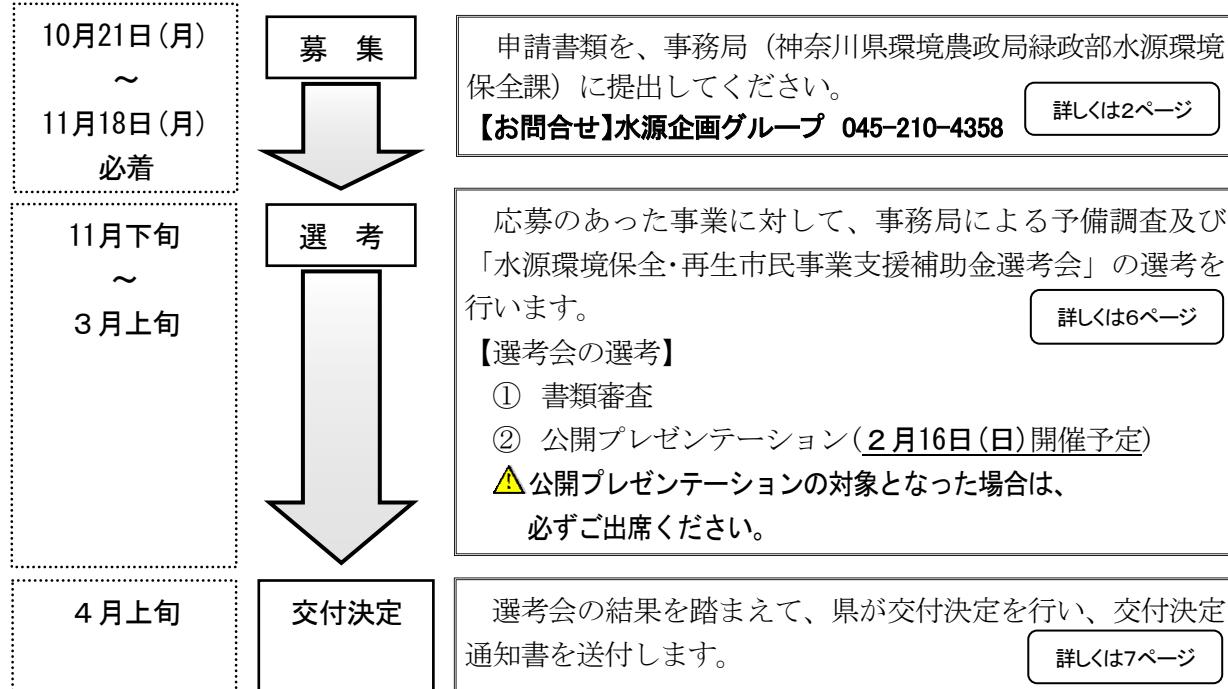
スケジュール

まず、様式を入手し、記入例を参照しながら、申請書類を作成してください。

- ・様式等ダウンロード、記入例の入手

かながわ 市民事業支援補助金

検索



4月以降の主な予定は、次のとおりです。

詳細は、交付決定通知書とともに送付する『補助事業実施の手引き』に記載し、お知らせします。

10月中旬：9月までに実施した事業の状況を県に報告（中間報告）

時期未定：活動内容の広報イベント（市民事業交流会）に参加

時期未定：令和7年度の補助終了団体は県主催の活動報告会に参加

1 対象団体の要件

この補助金の対象団体は、次の①～⑥の要件を全て満たす団体である必要があります。

- ① 5人以上で構成され、継続的、計画的に事業を実施できること（県外に事務所を置く団体も含む）
- ② 団体規約等を有すること
- ③ 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- ④ 営利・宗教・政治活動を目的とした団体でないこと
- ⑤ 神奈川県知事が交付する他の補助金等を受けている場合、この要綱に基づき申請しようとする事業に充当されておらず、かつ経理が明確に区分されていること
- ⑥ 神奈川県が構成員となっている団体でないこと

2 申請書類の提出期限（なるべく郵送でご提出ください。持参の場合は、予めご連絡ください。）

(1) 11月18日（月）までに提出していただく書類（書類は、原則A4判とします。）

- ① 水源環境保全・再生市民事業支援補助金交付申請書（第1号様式）
- ② 団体調書（第11号様式）
- ③ 団体の定款又は規約及び役員名簿
- ④ 事業計画書（第3号様式～第9号様式のいずれか）
ただし、事業計画書の記載項目のうち、「(5) 今後の展開」及び「(6) 安全面・県民へのPR」については、11月18日時点では空欄でも構いません。
- ⑤ 事業収支予算書（第10号様式）
- ⑥ 事業収支予算書 支出内訳（任意様式）
- ⑦ （資機材の購入の場合は）価格が確認できる書類（見積書・カタログ等）
- ⑧ 事業の実施に係る位置図
- ⑨ 事業実施に必要な法令上の許認可証明又は地権者等の同意に係る状況が分かる書類
- ⑩ 役員等氏名一覧表（第2号様式）
- ⑪ 交付申請チェックリスト

④～⑥については、申請区分ごとに作成、提出していただきます。

上記の他に、団体の活動が分かる資料があれば、A4判片面印刷5枚以内にコピーしたものを添付してください。

【例外的な措置】

(2) 期限に間に合わない場合、11月25日（月）まで提出を受ける書類（指定様式以外の書類は、原則A4判とします。）

- 上記（1）⑧ 事業の実施に係る位置図
- 上記（1）⑨ 事業実施に必要な法令上の許認可証明又は地権者等の同意に係る状況が分かる書類
- 上記（1）⑩ 役員等氏名一覧表（第2号様式）

(3) 11月25日（月）までであれば、一度に限り、差し替え（修正）を認める書類

- 上記（1）⑤ 事業収支予算書（第10号様式）及び上記（1）⑥ 事業収支予算書 支出内訳（任意様式）

3 申請部門

この補助金には2つの部門が用意されています。部門ごとに補助期間の限度、補助率、補助額の上限が異なります。

(1) 市民事業スタンダップ部門

水源環境保全・再生に係る市民事業の定着を図ろうとする団体（申請事業に類する活動を始めて概ね3年以内の団体）を対象とする部門。市民団体の裾野の拡大と、定着を目的とします。

補助期間の限度は3年間です。補助率は高いですが、補助額の上限は低く設定されています。

(2) 市民事業スキルアップ部門

水源環境保全・再生に係る市民事業の高度化を図ろうとする団体（申請事業に類する活動を概ね3

年以上継続している団体)を対象とする部門。団体のスキルアップと自立化を目的とします。
補助期間の限度は5年間です。補助率は低いですが、補助額の上限は高く設定されています。

4 申請区分

この補助金には、次の7つの申請区分があります。申請区分別の事業例は、次頁の「(参考)事業例」をご覧ください。

(1) 特別対策事業区分(申請区分I～IV)

次の①～③の要件を全て満たす事業が、『特別対策事業区分』となります。

- ① 県内水源保全地域(11頁参照)で行われる事業であること。
- ② 第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に位置付けられている特別対策事業に類する事業であること。
- ③ 3年以上継続して実施する見込みがあること。

この特別対策事業区分は、「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画(下表左部分参照)」のどの特別対策事業に類する事業かにより、4つの事業に細分化されています。

特別対策事業	事業名	事業内容	申請区分	特別対策事業区分
	水源の森林づくり事業の推進	水源地域の森林を「緑のダム」にするために、間伐など森の手入れをしています。		I 森林の保全・再生事業
	丹沢大山の保全・再生対策	丹沢大山地域などで、ブナ林再生の取組や、シカが増えすぎて下草を食べ尽くさないように管理捕獲をしています。	→	
	土壤保全対策の推進	低い丸太の柵を設置したり、石を詰めたかご枠を列状に並べたりして、森林の土壤が大雨などで流れてしまうのを防ぎます。		
	地域水源林整備の支援	地域の森と水を守るために、森の手入れを進める市町村の支援をしています。	→	II 間伐材の利活用促進事業
	間伐材の搬出促進	森の手入れを進めるために、間伐した丸太の市場などへの運び出しを支援しています。	→	
	河川・水路における自然浄化対策の推進	地域の川を自然豊かにするために、水辺環境の整備に取り組む市町村を支援しています	→	III 河川・地下水の保全・再生事業
	地下水保全対策の推進	地域の地下水を守るために、かん養や水質保全に取り組む市町村を支援しています。	→	
	生活排水処理施設の整備促進	ダム湖や川の水を汚さないよう、下水道整備や合併処理浄化槽の設置を進める市町村の取組を支援しています。	→	IV その他の特別対策事業
	水環境モニタリングの実施	森や川の状況を調査して事業効果を測り、県民の皆さんに情報提供をしています。		

(2) 水源環境保全・再生に関する普及啓発・教育事業(申請区分V)

次の①～③の要件を全て満たす事業

- ① 神奈川県内全域または県外の水源保全地域で行われる事業であること。
- ② 神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象に実施する事業であること。
- ③ 水源保全地域における活動プログラムや、その活動経験に基づく学習プログラムを有する水源環境保全・再生に資する事業であること。

(3) 水源環境保全・再生に関する調査研究事業(申請区分VI)

神奈川県の水源環境保全・再生に資する水質調査などの事業であること。

(4) 資機材の購入（申請区分VII）

上記(1)～(3)の事業実施に係る資機材の購入

(参考) 事業例

 一つの団体が複数の「申請区分」を申請することも可能です。

申請区分	補助の対象となる事業の例
I 森林の保全・再生事業	植樹、間伐、枝打ち作業、登山道の整備 など
II 間伐材の利活用促進事業	間伐材を利用した製品の製作 など
III 河川・地下水の保全・再生事業	河川・水路の浄化対策、地下水かん養対策 など
IV その他の特別対策事業	水環境モニタリングの実施 など
V 普及啓発・教育事業	植樹・下草刈等の体験教室、間伐・チェンソー取扱講習会、炭焼き体験会、川の自然観察会や、植樹・間伐作業や水質調査の経験を生かした環境教育 など
VI 調査研究事業	水質調査、河川生物調査、樹林地調査、湧水地調査 など
VII 資機材の購入	上記事業の実施に係る資機材の購入

5 補助金の補助期間、補助上限額等

(1) 補助期間

補助部門	補助期間の限度
市民事業スタンダップ部門	3年
市民事業スキルアップ部門	5年

※市民事業スタンダップ部門から市民事業スキルアップ部門へ移行する場合には、補助期間が合計5年を超えない範囲で補助することとします。ただし、部門ごとに定める補助期間の限度が令和9年3月31日を超える場合は、同日までの期間を限度とします。

(2) 補助上限額

部門	申請区分	補 助 率	上 限 額	対象経費	控除経費
市民事業スタンダップ部門	I 森林の保全・再生事業	10/10以内	整備面積に応じ、 ①1ha未満:10万円 ②1ha以上3ha未満:30万円 ③3ha以上:50万円	事業の実施に直接要する経費(詳しくは下記6をご参照ください)  食糧費は補助対象外です。	事業に係る国又は地方公共団体などの補助金等の収入
	II 間伐材の利活用促進事業	同 上	50万円		
	III 河川・地下水の保全・再生事業	同 上	同 上		
	IV その他の特別対策事業	同 上	同 上		
	V 普及啓発・教育事業	1 / 2 以内	20万円		
	VI 調査研究事業	同 上	50万円		
	VII 資機材の購入※1	1～4は10/10以内 5・6は1/2以内	累計20万円※3		
市民事業スキルアップ部門	I 森林の保全・再生事業	8/10以内	整備面積に応じ、 ①1ha未満:20万円 ②1ha以上3ha未満:60万円 ③3ha以上:100万円	※1 チェンソーや刈払機など高度な技術や資格等を必要とする機材は、補助対象外です。 ※2 チェンソーや刈払機など高度な技術や資格等を必要とする機材は、必要な安全講習を修了した人のみが使用することを補助要件とします(修了証の写しを提出していただきます)。	※3 過去の補助金額(実績)を累計した金額が上限額となります。
	II 間伐材の利活用促進事業	同 上	100万円		
	III 河川・地下水の保全・再生事業	同 上	同 上		
	IV その他の特別対策事業	同 上	同 上		
	V 普及啓発・教育事業	1 / 2 以内	40万円		
	VI 調査研究事業	同 上	100万円		
	VII 資機材の購入※2	1～4は8/10以内 5・6は1/2以内	1～4は累計50万円※3 5・6は累計20万円※3		

6 事業収支予算書作成における補助対象経費および費目区分

(1) 費目は、次の内容により分類してください。

費目区分	内 容
物品費	<p>単価が5万円未満の物品の購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ①消耗品(チェンソーの替刃など) ②事業遂行に必要な材木・教材・苗木その他の材料 ③ガソリン代や混合オイル代 ④図書や地図の購入 ⑤機材のメンテナンス、修繕費 <p>⑥資機材区分で購入しない、単価が5万円未満の物品(のこぎり・鉛・ロープ他)</p> <p>⚠ 単価が5万円以上の用具は、物品費で購入することはできません。</p> <p>⚠ チェンソーや刈払機などは、金額の多寡にかかわらず、高度な技術や資格等を必要とする機材に該当するため、物品費では購入できません。</p>
交通費	電車賃、バス賃など ⚠ 実費相当額を補助対象とします。
保険料	ボランティア保険料(対人、対物)など
使用料及び賃借料	重機・機材リース料やバス借上代、施設使用料など
報償・謝礼費	<p>有識者、専門技術者等への謝礼など</p> <p>⚠ 団体の構成員に支払う場合は、補助対象外です。</p> <p>⚠ 同一人に対する謝礼は、年10回が上限です。</p> <p>⚠ 謝礼の単価については、積算根拠を明確にしておいてください。</p>
工事費	ボランティアで対応が不可能な工事費、委託費など
事務費	紙代、封筒代、コピーディーク代、研修代、切手代、はがき代、チラシや報告書の作成費、写真現像費、その他雑費
資機材費 (「資機材の購入」申請区分)	<ul style="list-style-type: none"> ①単価が5万円以上の用具 ②チェンソーや刈払機など、高度な技術や資格等を必要とする機材(市民事業スキルアップ部門に限ります) <p>⚠ 市民事業スタンダードアップ部門では、チェンソーや刈払機など、高度な技術や資格等を必要とする機材は、補助対象外です。</p> <p>⚠ 「資機材の購入」を申請する場合は、購入する資機材の価格が確認できる書類(見積書・カタログ)を添付してください。(原則A4判)</p>

(2) 団体の経常的な活動に要する経費、補助事業の実施に直接要しない経費など、一部補助対象外となる経費があります。

補助対象外 経費(例)	事務所家賃、スタッフ人件費、食糧費、イベント等一般参加者の交通費、光熱水費、通信費、会員の所有物を借りた際の借用料または謝礼金、団体の構成員に対する手当・謝礼金(事業参加にかかる手当、講師謝礼など)、神事に要する経費、事業実施箇所の土地所有者への地代(謝礼金)、領収書により確認できない経費、その他県が適切でないと認めた経費
----------------	--

⚠ 分類が難しい場合は、事務局(県水源環境保全課)までご相談ください。

(3) 市民事業交流会の参加に要する経費(展示物製作費用、交通費(実費相当額)、駐車場代)は、補助対象とすることができます。ただし、交通費(実費相当額)、駐車場代等については、次の範囲のみを補助対象とすることができます。

- ① 電車賃、バス賃(実費相当額)：スタッフ3人分までの電車賃及びバス賃
- ② 駐車場代：荷物運搬用として車両1台分まで
- ③ ガソリン代、高速道路代(実費相当額)：荷物運搬用車両1台分

7 審査・選考方法

水源環境保全・再生市民事業支援補助金の補助事業は、事務局(神奈川県水源環境保全課)による予備調査及び市民事業専門委員会委員で構成する「水源環境保全・再生市民事業支援補助金選考会」の選考を経て選定されます。

(1) 予備調査

申請事業が要件に合致しているか、また、法令等の観点から実施可能かを確認します。

(2) 1次選考

第1回選考会(非公開)を開催し、書類審査により1次選考を行います。

(3) 2次選考

公開プレゼンテーション及び第2回選考会(非公開)を開催し、採択事業を選定します。

 **公開プレゼンテーションは令和7年2月16日(日)に開催予定です。対象となった場合は必ずご出席いただきます。**

 **2次選考(プレゼンテーション)の対象事業は2月上旬に、選考の最終結果は3月中旬に郵送等でお知らせします。**

8 選考基準

部門の視点と事業の視点における選考基準により選考を行います。

なお、この基準は、事業の優劣を判断するものではなく、あくまでこの補助制度における「採択事業」と「不採択事業」を選定するためのものです。

部門の視点

部 門	視 点
市民事業 スタンダップ	新たに取り組む事業でNPO等の定着した活動が期待できるか。
市民事業 スキルアップ	これまでの経験を活かしたものか、また自主財源の確保が確実に見込めるなど、団体のスキルアップ・自立化が期待できるものか。

事業の視点（5項目各5点）

項目	申請区分	視 点
目的	共 通	水源環境の保全・再生に資するもので、NPO等が行うことにより効果が見込まれる事業であるか。
効果	間伐材 ^{※1}	間伐材の利活用の促進が図れるか。
	水 環 境 モニタリング ^{※2}	水源環境の保全・再生に関する施策の効果測定に寄与する専門性の高い調査か。課題の明確化と施策提案につながる専門性の高い調査・研究か。
	普及啓発・教育	県民に水源環境保全・再生の必要性を伝えるものか。目的や対象は明確であるか。
	調査研究	問題や課題の解決に向けた有効な対策に寄与するものか。調査・研究のステップは明確であるか。
	上記以外	水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれるものか。
実現性	共 通	計画どおり適切に実施される可能性が高いか。
	水 環 境 モニタリング ^{※2}	専門の研究者を中心とした調査体制か。水源林エリアでの調査・研究実績があるか。
継続性	共 通	将来にわたり継続して実施が可能か。(市民事業スタンダップ)
		これまでの経験を活かした団体のスキルアップや、自立化に向けた自主財源の確保が見込めるか。(市民事業スキルアップ)
	水 環 境 モニタリング ^{※2}	調査・研究のステップは明確であるか。
今後の展開	共 通	今後の広がりや深まりなど発展が見込まれるものか。(市民事業スタンダップ)
		上記に加え、他分野や他地域等への波及効果が見込まれるものか。(市民事業スキルアップ)

※1 「間伐材」とは、「II 間伐材の利活用促進事業」のことを指します。

※2 申請区分「IV その他の特別対策事業」のなかで、水環境モニタリングを実施する場合のみ該当します。

9 補助事業の決定・支払

補助金の交付決定は、選考会の結果を踏まえて、令和7年4月上旬に行います。

なお、補助金の交付を受ける団体、交付決定された事業については、次の内容を履行していただきます（詳細は、令和7年4月に送付する『補助事業実施の手引き』に記載されます）。

(1) 事業実施状況報告(中間報告)の提出

令和7年10月に次の書類を提出してください（期限までに事業が終了している場合を除きます）。

- ① 事業実施状況報告書（9月末締め）
- ② 中間収支計算書（9月末締め）

(2) 市民事業交流会

市民団体相互の交流促進や、活動内容の広報のためのイベントに参加していただく予定です。

(3) 実績報告

対象事業が完了してから20日以内に次の書類を提出してください。

- ① 実績報告書
- ② 事業結果報告書
- ③ 事業収支計算書

※(1)、(3)では、事業に係る領収書、出納簿等の書類を確認させていただきます。

(4) 補助金の支払い

原則として、事業完了後に実績報告書及び精算払請求書を提出していただいた後の精算払いとなります。

10 活動報告について

令和7年度に補助を終了する団体（令和8年度に継続申請しない団体）は、事業の進捗状況や成果等の確認のため、県民開放型のイベントにおいて活動報告（事業成果を示したポスターや写真の展示、作品の展示、来場者へのPR）を行っていただく予定です。

11 情報の取扱い

申請された事業の申請書・事業計画書及び交付決定を受けた事業に関する書類（実績報告書など）は県のホームページ等を通じて公表する場合があります。

また、県が当補助金について広報する際に、写真の提供等のご協力をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

申請に係る相談は、隨時、受け付けております。お気軽にお問合せください。

○様式等ダウンロード

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23490.html>

○問合せ先・申請書提出先

申請書提出先：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課水源企画グループ

なるべく郵送でのご提出をお願いします。持参の場合は、予めご連絡ください。

電話：(045) 210-4358(直通) ファクシミリ：(045) 210-8855

メールによるご相談は、上記ホームページのお問合せフォームをご利用ください。

水源環境保全・再生市民事業支援補助金に関するQ & A

水源環境を保全・再生するための計画

Q 1 「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」とは何ですか？

A 「施策大綱」とは、良質な水の安定的確保を目的とした、平成19年度からの20年間を視野に入れた取組の基本的な考え方や分野ごとの施策展開の方向性などを示したもので。※1

Q 2 「第4期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」とは何ですか？

A 「第4期実行5か年計画」とは、施策大綱に基づき、5年間(R4～R8年度)に充実・強化して取り組む「特別対策事業」(水源環境の保全・再生に直接的効果の見込まれるもの)を位置付けた計画です。※2※3

※1 「施策大綱」の詳細は、県ホームページでご覧いただけます。

施策大綱：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/p23516.html>

※2 「第4期実行5か年計画」の詳細は、県ホームページでご覧いただけます。

「第4期実行5か年計画」：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pb5/cnt/f7006/keikaku/4th_keikaku.html

※3 「特別対策事業」は、SDGs(持続可能な開発目標)の

目標6(安全な水とトイレを世界中に)、目標13(気候変動に具体的な対策を)、目標15(陸の豊かさも守ろう)、目標17(パートナーシップで目標を達成しよう)と関わっています。



補助金の対象団体・部門

Q 3 NPO法人ではない任意の集まりでも補助対象になりますか？

A 5人以上で構成される団体であれば、NPO法人でなくても補助対象になります。

Q 4 「自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること」とありますが、これはどのようなことですか？

A 団体の定款や規約で、会計の責任者を定め、会計処理をどのように行うかが明確にされていることです。

Q 5 神奈川県から別の補助金の交付を受けている団体です。補助を受けている事業とは別の事業での申請を考えていますが、補助の対象になりますか？

A 神奈川県知事が交付する他の補助金等を受けている場合でも、申請しようとする事業に充当されてしまうと、かつ経理が明確に区分されていれば、補助対象となります。

なお、「補助金等」とは、補助金や助成金が該当し、委託事業は含まれません。

Q 6 東京都や山梨県に事務所がある団体も補助の対象になりますか？

A 神奈川県に団体の所在地がなくても、対象となる事業ごとの要件を満たしていれば、補助の対象になります。

Q 7 申請事業に類する活動を始めて3年以上経ちますが、スタンドアップ部門で申請できますか？

A 活動を始めて3年以上経っている場合でも、スタンドアップ部門で申請することは可能です。

Q 8 スタンドアップ部門とスキルアップ部門で同時に申請できますか？

A 例えば、森林の保全・再生事業はスキルアップ部門で、普及啓発・教育事業はスタンドアップ部門でといったように、申請区分により部門を分けて申請することは可能です。

補助金の申請区分・対象事業

Q 9 水源保全地域以外（横浜、川崎、横須賀市など）で実施する普及啓発・教育活動は、補助対象となりますか？

A 次のいずれかの要件に合致する普及啓発・教育事業であれば、補助の対象となります。

①水源保全地域で行う活動経験※に基づいて、水源保全地域以外で実施する普及啓発・教育事業。

※主催する活動のほか、水源保全地域で活動している市民団体と共同して行う活動も含みます。

②水源保全地域で他団体が主催する活動への参加経験に基づいて、水源保全地域以外で実施する普及啓発・教育事業。

Q12 森林の保全・再生事業とは、どのような事業ですか？

A 例えば、スギやヒノキなどの荒廃した森林を枝打ち、間伐、下草刈りなどにより手入れを行う事業や登山道の修復事業などを対象としています。申請しようとしている事業が対象になるか不明な場合は、県水源環境保全課にお問合わせください。

Q14 水環境モニタリングとは、どのようなものですか？

A 県等で実施している水源環境保全・再生の取組を対象とした、取組の効果検証のための調査や調査結果の解析、また、課題を明確にして新たな施策を提案するための現況調査などです。

Q16 森林の間伐事業と一般参加者を募った森林整備体験会を行う予定ですが、2つの事業を申請することはできますか？

A 複数の申請区分にわたる事業を同時に申請することができます。森林の保全・再生事業とその経験を都市部の学校などで伝える普及啓発・教育事業を組み合わせて申請することも可能です。

Q10 「第4期実行5か年計画に位置付けられた特別対策事業」とは、どのような事業ですか？

また、補助金の対象地域である「水源保全地域」とはどこですか？

A 「実行5か年計画の特別対策事業」については、Q2を参照ください。「水源保全地域」は、募集案内の11頁をご覧ください。

Q11 対象事業区分として、3つの区分がありますが、どのような事業が対象になりますか？

A 「特別対策事業」とは、荒廃した森林の整備事業や河川を浄化する事業、地下水のかん養対策などが対象となります。

「普及啓発・教育事業」とは、植樹・間伐の体験教室、川の自然観察会などです。

「調査研究事業」とは、水質調査や樹林地調査などです。

Q13 間伐材の利活用促進事業とは、どのような事業ですか？

A 例えば、間伐材を使用して製品の製作等を行う場合が該当します。なお、自ら県内水源保全地域で伐採した間伐材を使用することが原則です。

Q15 普及啓発・教育事業区分の「活動経験に基づく学習プログラム」とは、どのようなものですか？

A 水源保全地域での活動（植樹・間伐作業、水質調査など）に基づいて実施する、児童・生徒への水源環境学習や川の自然観察会など、神奈川県の水源環境の保全・再生に資する活動です。

水源保全地域での活動については、主催する活動のほか、水源保全地域で活動されている市民団体と共同して行う活動も含まれます。また、水源保全地域で他団体が主催する活動への参加経験に基づいて、水源保全地域以外で実施する普及啓発・教育事業も含まれます。

補助金の対象経費・上限

Q17 2つの事業を申請する際、補助額の上限はいくらになりますか？

A 複数の申請区分にわたる事業を同時に申請する際の補助額の上限は、各申請区分の合計額となります（募集案内の4頁をご参照ください）。

Q19 市民事業交流会の参加に要する経費（展示物製作費用、交通費、駐車場代）は、補助対象経費となりますか？

A 市民事業交流会の参加に要する経費は、補助対象経費とすることができます。ただし、交通費（実費相当額）、駐車場代については、以下の範囲を補助対象経費とすることができます。

- ①電車賃、バス賃（いずれも実費相当額）：スタッフ3人分までの電車賃及びバス賃
- ②駐車場代：荷物運搬用として車両1台分まで
- ③ガソリン代、有料道路代（実費相当額）：荷物運搬用車両1台分

Q22 チェーンソーや刈払機の燃料代や替え刃代はどのように計算すればいいのですか。

A 原則として、次の例により計算してください。
チェーンソーの燃料代（チェーンオイル代、替刃代を含む）

すき・ひのき100本あたり 4,087円（直径10cm未満）

〃 6,408円（直径10～16cm）

〃 12,375円（直径18～24cm）

〃 18,342円（直径26～32cm）

広葉樹100本あたり 6,187円（直径10cm未満）

〃 9,502円（直径10～16cm）

〃 18,452円（直径18～24cm）

〃 27,403円（直径26～32cm）

刈払機の燃料代（替刃代を含む）

1haあたり 8,045円

Q18 国又は地方公共団体からの補助金は対象経費から控除される経費となっていますが、財団法人等からの補助金は、補助金の対象経費から除かれますか？

A 財団法人等から補助金を受けていて、その補助金が交付申請を行う事業の財源になっている場合は、対象経費から控除されます。

Q20 物品売上代や参加費などの収入を事業費に充てている場合は、補助金の対象経費から除かれますか？

A 物品売上代や参加費などの収入は、補助金の対象経費からは控除されません。

Q21 5万円以上機材のオーバーホールや修理は資機材費となりますか。

A 資機材のオーバーホールや修理代は、物品費の対象となります。

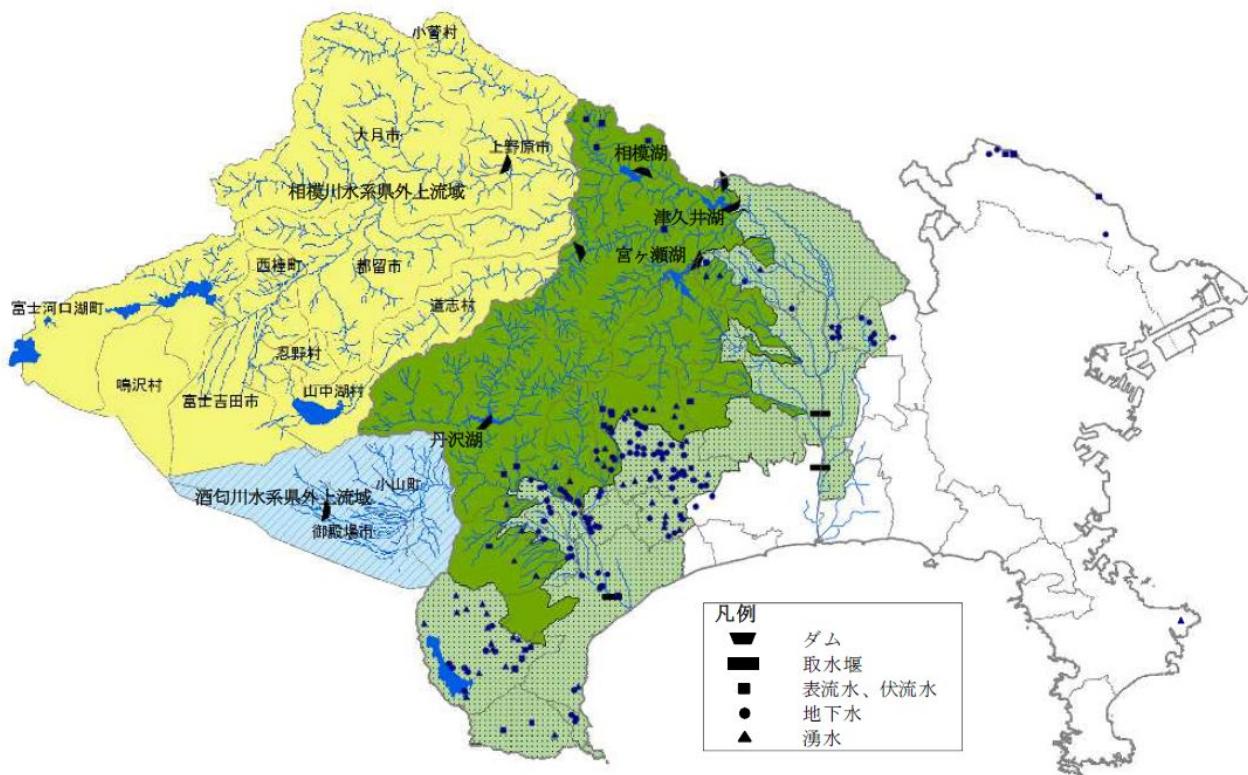
Q23 外部の講師に対して謝礼金を支払いたいのですが、補助対象経費になりますか。

A 補助対象経費になります。

ただし、次の点に注意が必要です。

- ・団体の活動に必要な場合にのみ認められるため、講師を招聘する必要性を明らかにする。
- ・同一人に対しては年間10回を上限とする。
- ・謝礼金の積算根拠を明らかにする。
- ・源泉徴収の手続きを正しく行う。

○ 事業対象地域図



■ 水源の森林エリア	} 県内水源保全地域	相模原市・小田原市・秦野市・厚木市・伊勢原市・海老名市・座間市・南足柄市・寒川町・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町・愛川町・清川村
■ 地域水源林エリア		
■ 相模川水系県外上流域 (山梨県)	} 県外水源保全地域	
■ 酒匂川水系県外上流域 (静岡県)		

○ 事業区分及び対象地域

区分	対象地域
特別対策事業	県内水源保全地域内
普及啓発・教育事業	神奈川県及び県外水源保全地域内
調査研究事業	—

令和6年度 水源環境保全・再生市民事業支援補助金 交付決定事業一覧

○森林の保全・再生事業(1事業)

No.	団体名	事業概要
1	南足柄市森林ボランティア協議会	南足柄市広町地区の山林にて、下草刈や枝打ち等整備事業を実施し、技術の向上と活躍の場の拡大を図るとともに、森林再生を促すことにより、将来に向けて良質で安全、快適な水環境等の場を創出する。

○その他の特別対策事業(1事業)

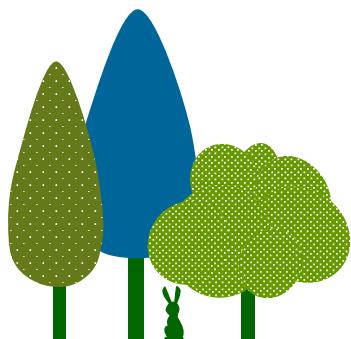
No.	団体名	事業概要
2	NPO法人 おだわらイノシカネット	箱根山地にて、下層植生(ササ)の状態確認、ニホンジカ生息状況の把握と捕獲地の選定を行い、関係機関に情報提供を行う。

○普及啓発・教育事業(2事業)

No.	団体名	事業概要
3	特定非営利活動法人 東海大学地域環境ネットワーク	伊勢原市の小学校と連携して、水源環境保全の視点を加えた、川の生態系を学ぶ親子川の生物観察会や、自然環境と特産物の関係を中心とした環境出前授業を実施する。
4	特定非営利活動法人 ファームパーク湘南	伊勢原市三ノ宮地区の里山林で、森林整備サイクルの体験型講座としてのイベントやボランティア研修を実施し、水源環境を守る活動に多くの県民が参加する環境づくりをしていく。

～過去に本補助金を受けて活動していただいた市民団体～

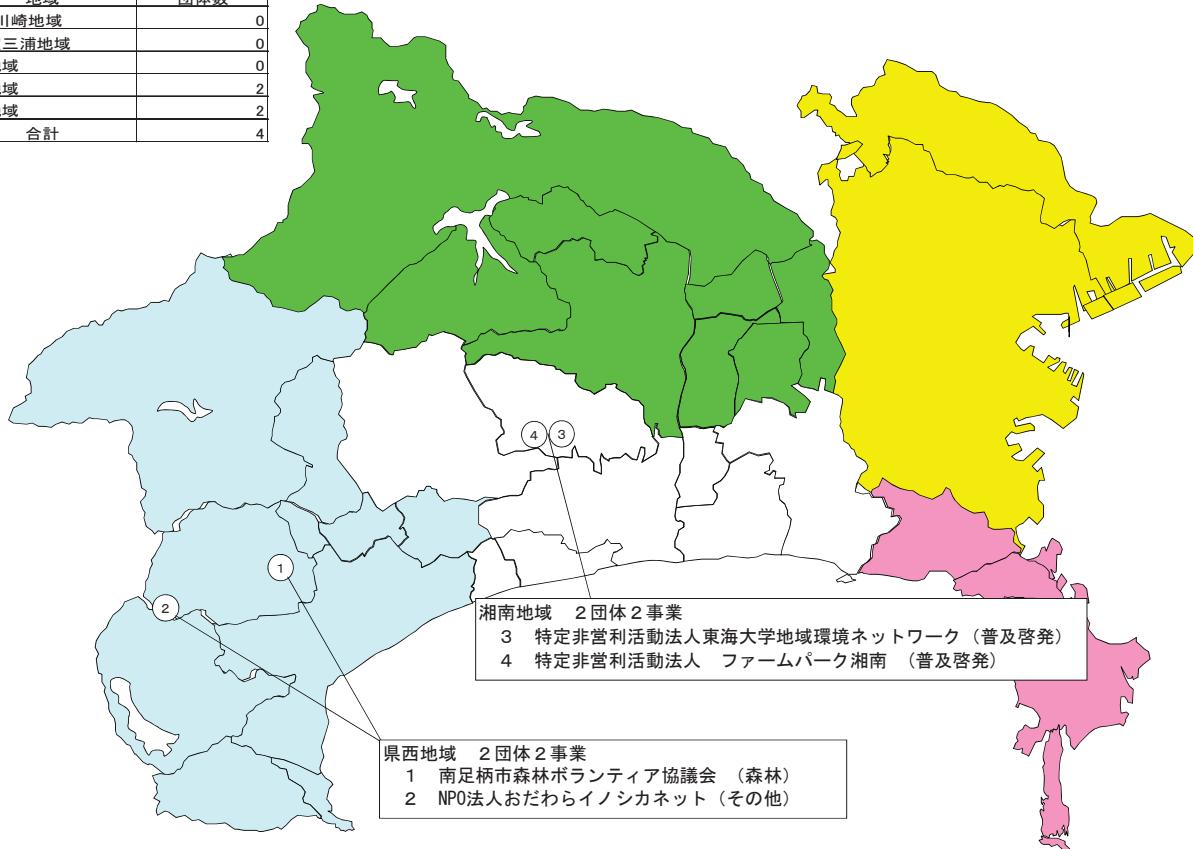
特定非営利活動法人 足柄丹沢の郷ネットワーク	なかい里山研究会
特定非営利活動法人 アシスト	ナウシカの会
特定非営利活動法人 伊勢原森林里山研究会	中津川仙台下クラブ
特定非営利活動法人 いせはら森の会	七沢里山づくりの会
特定非営利活動法人 ウッドボイス	特定非営利活動法人 日本の竹ファンクラブ
NPO法人 海の森・山の森事務局	特定非営利活動法人 ふじの森のがるでんセンター
ECO Friend College	ふれあい環境整備SSG
特定非営利活動法人 海老名里山づくり山仕事の会	特定非営利活動法人 ふれあいの郷
河川生物研究クラブ	報徳水を守る会
特定非営利活動法人 小田原山盛の会	自然保護団体 Bond-Making Action
特定非営利活動法人 神奈川ウォーター・ネットワーク	まちづくりネットワーク愛川
特定非営利活動法人 神奈川県環境学習リーダー会	特定非営利活動法人 緑のダム北相模
金目川水系流域ネットワーク	特定非営利活動法人 みろく山の会
特定非営利活動法人 かながわ森林インストラクターの会	元気森守クラブ
川名自然フォーラム	森のなかま
特定非営利活動法人 北丹沢山岳センター	森のなかま2012
協働参加型めぐりの森づくり推進会議 「自然ふれあい楽校」グループ	特定非営利活動法人 野生動物救護の会
共和地域振興会	山北町の環境を考える会
NPO法人 共和のもり	特定非営利活動法人 山崎・谷戸の会
きれいな中津川薈義の会	”やどりき水源林”活動グループ
特定非営利活動法人 相模原こもれび	湯河原森のなかま
酒匂川探水隊	特定非営利活動法人 よこはま里山研究所
NPO法人 里地里山景観と農業の再生プロジェクト	特定非営利活動法人 楽竹会
特定非営利活動法人 四季の森里山研究会	
特定非営利活動法人 四十八瀬川自然村	
特定非営利活動法人 しのくぼ	
特定非営利活動法人 篠原の里	
特定非営利活動法人 自遊クラブ	
樹里クラブ	
湘南二宮・ふるさと炭焼き会	
丹沢山地水土保全研究会	
特定非営利活動法人 丹沢自然学校	
丹沢森林環境研究所	
特定非営利活動法人 丹沢森の仲間たち	
戸川森づくりの仲間	



令和6年度 水源環境保全・再生市民事業支援補助金 交付決定事業一覧

1 事業実施箇所別団体数

地域	団体数
横浜・川崎地域	0
横須賀三浦地域	0
県央地域	0
湘南地域	2
県西地域	2
合計	4



2 実施団体事務所別団体数

地域	団体数
横浜・川崎地域	0
横須賀三浦地域	0
県央地域	0
湘南地域	2
県西地域	2
合計	4

